

No. 1

制 度 名	電源立地地域対策交付金 (電力移出県等交付金相当部分)		主管課名	政策調整課・調整 G	
			問合せ先	029-301-2025	
目的・趣旨	原子力発電施設等が立地している市町村及び周辺市町村における生活環境等の整備を図るため、公共用施設の整備等に必要な経費を交付する。				
<p>[対象団体] 市町村（水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、東海村）</p> <p>[対象事業] 次に該当する事業等  (1) 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業  (2) 地域活性化事業  (3) 福祉対策事業  (4) 企業導入・産業活性化事業</p> <p>[補助要件等] 原子力発電施設等が立地している市町村又は周辺市町村等が実施する対象事業</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（工事費、委託費、維持運営費等）</p> <p>[補助限度額等] 本県内の発電電力量から消費電力量を控除した電力の移出量に基づき国が算定した金額について、対象市町村の人口や面積、財政力等に応じて配分</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
交付対象市町村 ※所在市町村は、国からの直接補助		10/10	—	—	—
[令和 8 年度当初予算額] 173,639 千円 (ただし、国からの直接補助は除く。)		[令和 8 年度補助対象団体] 水戸市他 6 市町 大洗町、東海村 (国からの直接補助)			
[備考] 経費負担割合は基本的に国 10/10 であるが、定額交付であるため、交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。					